

第一章 鉄道營業法

第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第二条 本法其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノノ外鉄道運送ニ關スル特別ノ事項ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

鐵道運輸規程ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム
運賃其ノ他ノ運送条件ハ關係停車場ニ公示告シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス
運賃其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス

第三条 運賃其ノ他ノ運送条件ハ關係停車場ニ公示告シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス
運賃其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス

第四条 伝染病患者ハ國土交通大臣ノ定ムル規程ニ依ルニ非サレハ乗車セシムルコトヲ得ス
附添人ナキ重病者ノ乗車ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第五条 火薬其ノ他爆発質危険品ハ鐵道カ其ノ運送取扱ノ公告ヲ為シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第六条 鉄道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得ス
人ヨリ求メサルトキ

一 荷送人力法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノヲ遵守スルトキ
二 貨物ノ運送ニ付特別ナル責務ノ条件ヲ荷送人ヨリ求メサルトキ

三 運送力法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セサルトキ
四 貨物力成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ
五 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基因シタル運送上ノ支障ナキトキ

第七条 運送ニ付特別ノ設備ヲ要スル貨物ニ關シテハ鐵道ハ其ノ設備アル場合ニ限リ之ヲ引受クルノ義務ヲ負フ

第八条 鉄道ハ直ニ運送ヲ為シ得ヘキ場合ニ限り貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ

第九条 貨物ハ運送ノ為受取リタル順序ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ要ス但シ運輸上正当ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 鉄道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スヘキコトヲ荷送人ニ求ムルコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立会ヲ以テ之ヲ点検スルコトヲ得

点検ニ因リ貨物ノ種類及性質カ荷送人ノ明告シタル所ト異ナラサル場合ニ限リ鐵道ハ点検ニ

關スル費用ヲ負担シ且之カ為生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ火薬其ノ他爆發質危険品ヲ成る反シ手荷物中ニ収納シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第十二条 旅客又ハ荷送人ハ手荷物又ハ運送品託送ノ際鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ表示料ヲ支払ヒ要價額ヲ表示スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル表示額カ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡期間末日ニ於ケル到達地ノ価格及引渡ナキ場合ニ於テ旅客又ハ荷送人カ力受クヘキ其ノ他ノ損害ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過部分ニ付テハ其ノ表示ハ之ヲ無効トス

第十三条 旅客又ハ荷送人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル運送品ハ國土交通大臣ノ定ムル所ニ依リ告シタル後六月内ニ其ノ権利者ヲ知り能ハサル場合ニ於テハ鐵道其ノ所有權ヲ取得ス託送手荷物及一時預り品ニ付亦同シ

第十四条 鐵道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ證明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償ノ責任

二 鐵道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ證明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額

二 一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ引渡アリタル日(延著シタルトキハ引渡期間末日)ニ

二 鐵道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ證明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額

二 一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

一部滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償スル

二於テハ旅客又ハ貨主ハ滅失ニ因ル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ鐵道ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ引渡ヲ為ササル場合ハ此ノ限ニ在外ラス

前項ノ規定ニ依リ賠償ヲ受ケタル者ハ其ノ請求ノ際留保ヲ為シタルトキハ到達ノ通知ヲ受ケタル後一月内ニ限り賠償金ヲ返還シテ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

第十五条 鐵道係員ハ營業上別段ノ定アル場合ノ外運賃ヲ支払ヒ乗車券ヲ受クルニ非サレハ乗車スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ貨物ノ引取期間内ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第十六条 鐵道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉荷証券ヲ留置スルコトヲ得

前四項ノ規定ハ貨物ノ引取期間内ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第十七条 鐵道ハ引渡期間ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ乗車券ヲ有スル者ハ列車中座席ノ存在スル場合ニ限リ乗車スルコトヲ得

第十八条 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十九条 鐵道係員ノ職制ハ國土交通大臣ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 鐵道事業者ハ鐵道係員ノ服務規程ヲ定ムベシ

第二十一条 國土交通大臣ハ鐵道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得

第二十二条 旅客及公衆ニ対スル職務ヲ行フ鐵道係員ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ

第二十三条 削除

第二十四条 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十五条 鐵道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ釀スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十六条 鐵道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超工車中ニ乗込マシメタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十七条 削除

第二十八条 鐵道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車両其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往來ヲ妨害シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支払ヘシ前項ノ場合ニ於テ乗車停車場不明ナルトキハ其ノ列車ノ出発停車場ヨリ運賃ヲ計算ス乗車等級不明ナルトキハ其ノ列車ノ最優等級ニ依リ運賃ヲ計算ス

二 関スル民法(明治二十九年法律第八十九号)第四条、第十五条及前二条ノ規定ハ鐵道ト通シ第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示していた」とアルハ「表示し、又は公表していた」トス

第十八条 鐵道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法(明治二十九年法律第八十九号)第十三条、第六条乃至第十三条、第十四条、第十五条及前二条ノ規定ハ鐵道ト通シ運送ヲ為ス場合ニ於ケル船舶、軌道、自動車又ハ索道ニ依ル運送ニ付之ヲ準用ス

第十九条 鐵道係員ノ職制ハ國土交通大臣ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 鐵道事業者ハ鐵道係員ノ服務規程ヲ定ムベシ

第二十一条 國土交通大臣ハ鐵道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得

第二十二条 旅客及公衆ニ対スル職務ヲ行フ鐵道係員ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ

第二十三条 削除

第二十四条 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十五条 鐵道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ釀スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十六条 鐵道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超工車中ニ乗込マシメタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十七条 削除

第二十八条 鐵道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車両其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往來ヲ妨害シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三章 旅客と公衆

第二十九条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシテ左ノ所為ヲシタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 有効ノ乗車券ナクシテ乗車シタルトキ
- 乗車券ニ指示シタルモノヨリ優等ノ車ニ乗リタルトキ
- 乗車券ニ指示シタル停車場ニ於テ下車セサルトキ
- 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 記名乗車券ヲ買求ム際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ

第三十条 前二条ノ所為ハ鉄道ノ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

第三十一条 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆發質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帶シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十二条 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十三条 旅客左ノ所為ヲシタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十四条 制止ヲ肯セヌシテ左ノ所為ヲシタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十五条 列車運転中車両ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十六条 列車中旅客乗用ニ供セサル箇所ニ乗りタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲシタル者ハ科料ニ処ス

第三十八条 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識掲示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第三十九条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲシタル者ハ科料ニ処ス

第四十条 停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ停車場其ノ他鉄道地内ノ標識掲示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第四十一条 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ發砲シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第四十二条 列車ニ向テ瓦石類ヲ投擲シタル者ハ科料ニ処ス

第四十三条 前二条ニ於テ途中下車セシメタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第四十四条 難既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス

第四十五条 左ノ場合ニ於テ鉄道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得一有効ノ乗車券ヲ手持セス又ハ検査ヲ拒ミ運賃ノ支払ヲ肯セサルトキ

第四十六条 第三十三条第三号ノ罪ヲ犯シ鉄道係員ノ制止ヲ肯セサルトキ又ハ第三十四条ノ罪ヲ犯シタルトキ

第四十七条 第三十五条、第三十七条ノ罪ヲ犯シタルトキ

第四十八条 第三十五条、第三十七条ノ罪ヲ犯シタルトキ

第四十九条 前項ノ場合ニ於テ既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス

第五十条 列車運転中車両ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ

第五十一条 第四十五条削除

第五十二条 第四十五条削除

第五十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四条 鉄道略則、鉄道犯罪罰例、明治十六年七月第二十三号布告ハ之ヲ廃止ス

第五十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六条 附則 (昭和四年四月一日法律第三八号)

第五十七条 附則 (昭和四六年六月一日法律第九六号)

第五十八条 附則 (昭和四六年六月一日法律第九七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三十条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三十条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三十条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。